

29長社施第608号
平成30年1月吉日

各位

長崎県社会福祉法人経営者協議会
会長 佐藤 正明
(公印省略)

長崎県経営協【後期】セミナーの開催について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、別紙開催要項のとおり「平成29年度長崎県経営協【後期】セミナー」を開催いたします。

本セミナーでは特に、「社会福祉法人制度改革の最新の動向」や「社会福祉法人が取り組むべき方向性」、また「介護報酬・障害福祉サービス費改定」のポイントなどについて、全国社会福祉法人経営者協議会よりご説明いただくとともに、社会福祉法改正に伴う「地域における公益的な取組」について、実践発表をいただきます。

更に、今回は経営協入会キャンペーンを展開し、非会員の法人様へも広くご案内させていただいております。経営協非会員法人様におかれましては、この機会に、ぜひご入会をご検討いただき、法人内の理事・監事様、また関係職員の皆様等の本セミナーへのご参加につきまして、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ お問い合わせ

長崎県社会福祉法人経営者協議会 事務局
長崎県社会福祉協議会 施設団体課（担当：甲能、中村）
〒852-8555 長崎市茂里町 3-24
電話 095-844-2056 FAX 095-845-1181

平成29年度

長崎県経営協【後期】セミナー

開催要項

1. 趣旨・目的

今般の社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人は非営利法人としてふさわしいガバナンスと高い透明性を備え、主体性をもった自律的な法人経営に取り組み、地域のさまざまな生活・福祉課題に積極的に対応することが求められています。その一方では、地域共生社会の実現に向けた議論が進められる中、社会福祉法人がその中核的な担い手として地域の中で主導的な役割を果たすことが求められています。

また、介護報酬・障害福祉サービス費の改定、外国人技能実習制度への介護職種の追加、生活困窮者自立支援法の見直しなど、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しており、今後、各法人においては、時代を先取りした法人経営を考えていく必要があります。

そこで、今後の社会福祉法人の経営に関する全国経営協の考え方と各法人が具体的に取り組むべき方策について理解を深め、報酬改定や生活困窮者自立支援法の見直しなど、社会福祉法人を取り巻く最新の制度動向のポイントを解説し、時代を先取りした法人経営に資することを目的に、本セミナーを開催いたします。

さらに、本セミナーでは、各法人が「地域における公益的な取組」をより積極的に取り組んでいくための手掛かりとなるよう、実践発表も実施いたします。

2. 開催日時：平成30年2月16日（金） 13：00～16：40

3. 会場：ホテルニュー長崎 3階 鳳凰閣の間
(住所：長崎市大黒町14番5号 TEL:095-828-1230)

4. 主催：長崎県社会福祉法人経営者協議会

5. 共催：全国社会福祉法人経営者協議会

6. 後援：全社協・社会福祉施設協議会連絡会、長崎県老人福祉施設協議会、長崎県授産施設協議会、長崎県身体障害児者施設協議会、一般社団法人長崎県知的障がい者福祉協会、長崎県精神障がい者福祉協会、長崎県児童養護施設協議会、一般社団法人長崎県保育協会

7. 対 象：長崎県社会福祉法人経営者協議会会員法人、長崎県各種別協議会 会員
施設の職員、並びに両団体会員以外の法人施設の役職員、関係機関・
社会福祉協議会の役職員等
(定員：約350名)

8. 参加費：経営協会員 無 料

経営協の会員以外の社会福祉法人 10,000円

※経営協入会キャンペーンに伴い社会福祉法人経営者協議会 入会申込書をご提出い
ただいた法人は、経営協会員とみなし参加費は無料となります。(平成29年度の
会費も免除となります。)

※関係行政機関(県・市町)及び市町社会福祉協議会は、2,000円

★ 参加者特典

- ・地域における公益的な取組実践事例集
- ・『ちょっと教えて！経営協』に寄せられたよくある質問とその回答集
- ・社会福祉法人をめぐる制度動向関連資料集

9. プログラム

(1) あいさつ・趣旨説明 5分

長崎県社会福祉法人経営者協議会 会長 佐藤 正明

(2) 講義「ここで差がつく！明日からの社会福祉法人経営～伝えたい3つのこと～」75分

講師：全国社会福祉法人経営者協議会 制度・政策委員会

福祉人材対策特命チーム 湯川 智美 氏

<主な内容>

- 経営強化に活かす社会福祉充実残額の分析と中期事業計画の策定
- 地域共生社会の実現を主導していくための役割
- 地域に信頼されるための戦略的な広報と今後の人材確保策の方向性

(3) 事務説明「時代を先取りした最新情報をキャッチ」45分

(全国経営協 事務局)

<主な内容>

- ちょっと教えて経営協に寄せられたよくある質問
- 介護報酬・障害福祉サービス費改定に向けた動向、生活困窮者自立支援法の見直し、外国人技能実習制度など社会福祉法人を取り巻く制度動向のポイント

(4) 実践発表・事例解説「明日からこれで取り組める！地域における公益的な取組の極意を教えます」 75分

講師：全国社会福祉法人経営者協議会 制度・政策委員会

専門委員 杉山 弘年 氏

○ 導入講義及び事例のポイント

○ 実践発表 ① まちと法人の生き残り戦略 社会福祉法人明和会（五島市）

② 地域住民に開かれた施設 社会福祉法人白寿会（南島原市）

③ 全国の実践事例

10. 事前アンケートの提出について

参加申込者は、添付の「事前アンケート」を記載の上、申込書と同時にFAX願います。

11. 参加申し込み

(1) 参加希望者は、別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、下記事務局あて FAXでお申込みください。

(2) 本セミナーにおいて、宿泊先の斡旋はございません。宿泊をご希望の方は、各自お手配ください。

(3) **締切日：平成30年2月2日（金）必着**とします
ただし、定員を超過した場合は締切日前でもお断りさせていただくことがございますのでご了承ください。

(4) 非会員の参加費の振込み

「参加申込書」送付後に、**2月5日（月）まで**に下記口座へお振込みください。

親和銀行 長崎営業部 普通預金 1178792

ナガサキケンシヤカイフクシホウジンケイエイシヤキヨウギカイ カイチヨウ
名義 / 長崎県社会福祉法人経営者協議会 会長 サトウ マサアキ 佐藤 正明

(振込み手数料は振込人でご負担願います)

12. セミナー内容・経営協に関する問い合わせ先

長崎県社会福祉法人経営者協議会（長崎県社会福祉協議会）事務局

〒852-8555 長崎市茂里町3-24

長崎県社会福祉協議会 施設団体課 担当：甲能、中村

電話 095-844-2056 FAX 095-845-1181

メール：sisetu@nagasaki-pref-shakyo.jp

平成 29 年度 長崎県経営協セミナー【後期】 事前アンケート

実施事業	高齢 ・ 障害 ・ 児童 ・ 保育 ・ その他 ()				
全国経営協 会員区分	会員 ・ 非会員	法人名		役職	

※ 差し支えなければ、法人名と役職をご記入ください。

【該当するものに○を付けてください。】

1. これまでに参加したことのあるセミナーを教えてください。

- ① 平成 29 年度都道府県経営協セミナー（前期）
- ② 平成 28 年度都道府県経営協セミナー（前期 ・ 後期）
- ③ 平成 28 年度社会福祉法人会計実務者決算講座
- ④ 平成 27 年度都道府県経営協社会福祉法人制度改革対応セミナー

2. 本セミナーをどのようにして知りましたか。※複数選択可

- ① 都道府県経営協からの案内
- ② 所属している種別協議会からの案内
- ③ 全国経営協のホームページ
- ④ その他 ()

3. セミナー参加にあたって、関心のあるテーマについて教えてください。※複数選択可

- ① 社会福祉充実残額の分析と中期経営計画の策定
- ② 地域における公益的な取組
- ③ 戦略的な広報
- ④ 人材確保
- ⑤ 評議員会・理事会等の運営
- ⑥ 介護報酬・障害福祉サービス費改定
- ⑦ 生活困窮者自立支援法の見直し
- ⑧ 外国人技能実習制度
- ⑨ その他 ()

4. 貴法人での「地域における公益的な取組」について教えてください。

- ① 既に実施しており、平成 29 年度現況報告書にも記入済みである
(①又は②を選択の方は取組内容(事業名):)
- ② 既に実施しているが、平成 29 年度現況報告書には未記入である
- ③ 平成 30 年度からの実施に向けて準備中である
- ④ 現在検討中であり、実施時期は未定
- ⑤ 実施予定はない
- ⑥ その他 ()

5. セミナー参加にあたって、事前にご質問・ご不明な点があれば、ご記入ください。

※ 講義内容を参考とさせていただき、可能な範囲内で回答いたします。

FAX送付先：095-845-1181

ご協力ありがとうございました

平成29年度

全国経営協【後期】セミナー

<参加申込書>

法人名		会員種別	<input type="checkbox"/> 経営協
担当者名			<input type="checkbox"/> 経営協の会員ではない
TEL		FAX	【チェックをご記入ください】

	施設名	役職名	フリガナ	備考
			参加者氏名	
1				
2				
3				

上記のとおり、研修会への参加を申し込みます。

平成 年 月 日

長崎県社会福祉施設経営者協議会 会長 様

非会員の場合、参加費振込み予定日	月 日 (<input type="checkbox"/> 予定、 <input type="checkbox"/> 振込み済)
------------------	---

2/2 (金) まで 送り状は不要です。このままご送付ください。

FAX: 095-845-1181

(長崎県社協施設団体課 担当: 甲能、中村)

※参加申込書が到着後、事務局より右記へ受付印捺印のうえFAXにて返送させていただきます。

受付承認印
(事務局使用欄)

29長社施第718号
平成29年12月吉日

各社会福祉法人 理事長様
(経営協未加入の法人 理事長様)

長崎県社会福祉法人経営者協議会
会長 佐藤 正明
(公印省略)

長崎県経営協【後期】セミナーに伴う経営協入会キャンペーンの実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本会では、別紙開催要項のとおり「平成29年度長崎県経営協【後期】セミナー」を開催いたします。

同セミナーの開催に伴い、非会員法人の参加を促進し、社会福祉法人に求められる使命・役割をより広く提起するため、標記入会キャンペーンを行うことになりました。

つきましては、下記キャンペーン内容をご理解のうえ、同セミナーへのご参加と併せて、本会へご入会いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本文書発送にあたり、既に経営協へご入会の法人様におかれましては、ご了承くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 経営協入会キャンペーンの内容

「平成29年度長崎県経営協【後期】セミナー」の参加申込みに伴い、平成30年2月15日(木)までに別紙「入会申込書【キャンペーン専用】」をご提出いただいた場合には、平成29年度分の会費は不要とする。

※ 「平成29年度長崎県経営協【後期】セミナー」の参加費についても、会員法人として無料とする。

2. 経営協会費(前年度の事業活動収入額により下記の3とおり)

前年度事業活動収入額が2億円未満の法人	40,000円
2億円以上10億円までの法人	70,000円
10億円を超える法人	110,000円

3. 長崎県社会福祉法人経営者協議会 会則等
別紙「長崎県社会福祉法人経営者協議会 入会のご案内」をご覧ください。

4. 手続方法

キャンペーン専用申込書に必要事項を記入し、下記へご提出ください。

長崎県社会福祉法人経営者協議会 事務局

長崎県社会福祉協議会 施設団体課（担当：甲能）

〒852-8555 長崎市茂里町 3-24

電話 095-844-2056 FAX 095-845-1181

全国・長崎県

社会福祉法人経営者協議会 入会申込書【キャンペーン専用】

西暦 年 月 日

全国社会福祉法人経営者協議会 会長 殿

長崎県社会福祉法人経営者協議会 会長 殿



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

会員として全国経営協「倫理綱領」ならびに「社会福祉法人行動指針」の実践に努めます。

法人名	社会福祉法人	(フリガナ)
代表者氏名		(フリガナ) 印
資料等送付先	〒 ー	
TEL:	FAX:	
E-mailアドレス		
会費区分	2億円未満 ・ 2億円以上10億円未満 ・ 10億円以上	
法人の規模に応じた年会費額を設定しています。前年度資金収支計算書における事業活動収入の額について、該当するものに○をつけてください。		

※資料等送付先は、会報「経営協」をはじめ、研修会のご案内等、会員法人に対する書面でお知らせするものをお送りするために使用いたします。
(法人本部以外の施設所在地でも構いません)

※E-mailアドレスには、メールニュース「経営協情報」や研修会のご案内、調査のご協力依頼など、会員法人への重要なお知らせ等をお送りします。Eメールのみでのご連絡、ご案内となる情報もございますので、必ずご登録くださいますようお願いいたします。

【全国経営協・都道府県経営協記入欄】 ※下欄には何も記入しないでください。

上記法人の全国社会福祉法人経営者協議会への入会を推薦します。

平成 年 月 日

長崎県社会福祉法人経営者協議会 会長 佐藤 正明 印

上記法人の全国社会福祉法人経営者協議会への入会を承認します。

平成 年 月 日

全国社会福祉法人経営者協議会 会長 磯 彰 格 印

長崎県社会福祉法人経営者協議会 入会のご案内

長崎県社会福祉法人経営者協議会は、以下の内容で活動しています。
貴法人も、是非加入して交流を深めながら、より良い経営を目指しましょう。

(目的)

社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人にかかわる基本的課題を調査検討し、かつその実践をはかり広く成果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与する事を目的とした団体です。

(会 員)

- ▶ 社会福祉施設を経営する「社会福祉法人」とし、これを代表する理事長もしくはこれを代行する役員とする。
- ▶ 本会に入会すると同時に九州及び全国社会福祉法人経営者協議会に加入となります。

(主なメリット)

- ▶ 各種研修会（法人・施設経営についての全国、県内の研修会を会員価格で参加できます）
- ▶ 情報提供（福祉の変革期における国等の情報を提供いたします）
 1. 全国経営協から『経営協情報』が直接メールで配信されます
 2. 全国経営協から『月刊 経営協』が送付されます
 3. 社会福祉法人経営に係る最新情報が提供されます
- ▶ 各種調査研究の報告（各種調査研究を企画、実施、報告いたします） 他

(会 費)

法人の規模（前年度の事業活動収入額）により以下のとおりとなります。

区 分（前年度の事業規模別）	合 計
前年度の事業活動収入額が2億円未満の法人	40,000
前年度の事業活動収入額が2億円以上10億円まで	70,000
前年度の事業活動収入額が10億円以上の法人	110,000

(長崎県社会福祉法人経営者協議会 事務局)

加入申込及び問合せは、

長崎県社会福祉協議会 施設団体課 内 経営協事務局 (担当:甲能)

TEL:095-844-2056 FAX:095-845-1181